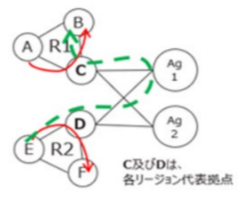


No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	O2_要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「L2エクステンションの数は4000以上をサポートできること」を仕様追加検討よろしくお願いします。	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	以下のとおり要件を追記します。 ・(カ)L2エクステンションの数は全体で5000以上をサポートできること。
2	意見	O2_要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「動的にアプリケーションの帯域幅を制限できる機能性を有すること」を仕様追加検討よろしくお願いします	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	推奨要件といたします。
3	意見	O2_要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「拠点をR単位で構成し、各R内は、Rを代表する拠点を中心に異なる末端拠点をVLANを伴うL2の転送(下図矢印実践)が可能であり、R間は、R代表拠点からAgを経由してVLANを伴うL2の転送(下図矢印破線)が可能であること」を仕様追加検討よろしくお願いします 	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。なお、ご提案いただくことは差し支えありません。
4	意見	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ(ア)	3	「Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHz チャンネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz 帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること」と記載ございますが、記載間違いかと思います。「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz 帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること。」に修正をお願いします	仕様の誤記載のため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
5	意見	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ(ウ)	1	「本仕様記載の要件を満たしかつ、満 PoE 規格 IEEE802.3at で動作すること。また、本仕様記載の要件を最大 14W 以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない」と記載ございますが最大25.5W以下に仕様変更のご検討よろしくお願いします。	機器性能を最大現引き出させるため	14W以下の消費電力の推奨要件を、一部削除いたします。IEEE802.3atを満たす提案をお願いします。
6	意見	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ(オ)	1	「有線 LAN として、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbps イーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。」と記載ございますが、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上に対応したインターフェースを有すること。に仕様変更のご検討よろしくお願いします。	接続するPoEスイッチは1Gインタフェースのため	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正します。
7	意見	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ	2	「PoE フェイルオーバーに対応すること」を仕様追加検討よろしくお願いします。	可用性をたかめる事ができるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
8	意見	O2_要件定義書	12	2	2.4	ウ	2	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を仕様追加検討よろしくお願いします。	耐障害性を向上させる事ができるため	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を追記します。
9	意見	O2_要件定義書	14	2	2.4	ウ(エ)	2	「EntralDの接続性及びクレデンシャルの正確性を確認できる機能性を有すること」を仕様追加検討よろしくお願いします。	認証機能を向上させることでセキュリティ強化が図れるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
10	意見	O2_要件定義書	15	2	2.4	オ	2	「自省庁と他省庁間のローミングの実施においては、再認証免除機能を有すること」を仕様追加検討よろしくお願いします。	ローミング機能を向上させ、認証に係る効率化が図れるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。なお、ご提案いただくことは差し支えありません。
11	意見	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(ア)	3	「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web 画面等を通じ GSSDC から一元的に実施できること。」の記載ございますが、初期設定はコンソール接続にて設定を行う必要があり、初期設定後にWeb画面を通じ一元管理できるようになるため、「初期設定」の文書削除をご検討よろしくお願いします。	一般的なネットワーク機器の初期設定はコンソールで行う	「初期設定」を「設定」へ修正します。
12	意見	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(イ)	4	「拠点到配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を、Web 画面等を通じ GSSDC から一元的に実施できること」と記載ございますが、上記記載と同等となります。仕様削除をご検討よろしくお願いします。	仕様の記載内容が上記(ア)と重複しているため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
13	意見	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(ウ)	3	「拠点到配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を GSSDC に配置した統合管理監視システムから実施できること」と記載ございますが、上記(ア)、(イ)に記載の通りGSSDCから一元的に実施できれば、統合管理監視システムから実施できなくても構わないように、「統合管理監視システムから実施」の文書削除をご検討よろしくお願いします。	上記(ア)、(イ)からGSSDCから一元的に実施できれば仕様を満たす認識のため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
14	意見	02_要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	3	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございますが、デジタル庁指定のデータ転送ツールおよびデジタル庁で整備予定のGSS統合監視システムが不明のため、「また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」の仕様記載を削除をご検討よろしくお願ひします。	要求事項を明確にするため	統合監視システムの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
15	意見	02_要件定義書	9	2	2.4	イ(オ)	3	「WLCは、主たる場所の設備障害を想定して、GSSDCの1つであるOSA2(大阪第2データセンター)へ切り替えが可能であること。なお、東京-大阪間の切り替えは、デジタル庁の判断により実施され、切り替えに伴うオペレーションや、セッションや認証ステートのクリア、ゲストWi-Fiサービスの認証ステートのクリア、APの再起動などを許容し、実施開始から30分以内にサービス復旧することを想定すること。」の記載がございます。実現するためにライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討よろしくお願ひします。	要求事項を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではない。」の記載を追記いたします。
16	意見	02_要件定義書	15	2	2.5	イ(オ)	3	「統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。」の記載がございます。ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討よろしくお願ひいたします。	要求事項を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではない。」の記載を追記いたします。
17	質問	02_要件定義書	10	2	2.4	イ(カ)	1	「ビームフォーミングに対応すること。送受信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。」と記載がございます。Wi-Fi6Eのため下り方向に対するDL MU-MIMO/DL SU-MIMOの認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
18	質問	02_要件定義書	10	2	2.4	イ(カ)	1	「ビームフォーミングに対応すること。送受信にAPからSTA及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること」と記載がございます。「送受信にAPからSTA及び、への送信に対して」は「送受信にAPからSTA及び、STAからAPへの送信に対して」の認識でお間違いないでしょうか、またその場合、「ULおよびDLのMU-MIMO/SU-MIMOに対応すること」の認識でお間違いないでしょうか。	仕様を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
19	質問	02_要件定義書	15	2	2.5	イ(ア)	1	「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」の記載がございますが事項の(イ)、(ウ)におきましても同様な記載がございます。GSSDCから一元的に実施できれば良い認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、(イ)(ウ)は削除致します。
20	質問	02_要件定義書	15	2	2.5	イ(イ)	1	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」の記載がございますが事項の(ア)、(ウ)におきましても同様な記載がございます。GSSDCから一元的に実施できれば良い認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
21	質問	02_要件定義書	15	2	2.5	イ(ウ)	1	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等をGSSDCに配置した統合管理監視システムから実施できること。」の記載がございますが事項の(ア)、(イ)に記載がございます通り、GSSDCから一元的に実施できれば統合監視システムから実施できなくてもよろしいでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
22	質問	02_要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございます。デジタル庁の指定するデータ転送ツールは何になりますでしょうか	仕様を明確にするため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
23	質問	02_要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございます。デジタル庁整備予定の統合監視システムは何になりますでしょうか	仕様を明確にするため	統合監視システムの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
24	意見	01_調達仕様書	3	1	5	図2	1	本調達の範囲を明示いただけますでしょうか。 以下は本調達の範囲外の認識です。 ・回線引込、端末配備、データ移行、個別システム移行	調達範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ、図2を修正いたします。
25	意見	01_調達仕様書	16	6	4	ア(サ)	1	【調達仕様書上の記載】 受注者は、異動等によって担当職員が変更となる場合、遅延することなく、ハードウェア等機器の状況、利用技術等を説明すること。 【意見】 異動等の想定時期や頻度をご提示いただけますでしょうか。	費用算出の精緻化のため。	異動は通年で実施されるため、あらかじめ時期を提示することは困難ですが、年間で数人～数十人程度を想定しています。
26	意見	01_調達仕様書	23	7	3	オ	1	「閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること」とありますが、該当拠点の事前調査及び工事は調達範囲外としていただけないでしょうか。	石綿に関連する工事は、電気通信工事ではなく建設工事として建物側で対応することが一般的と考えます。	検討の結果、記載のとおりといたします。
27	意見	02_要件定義書	11	2	4	ウ	1	【要件定義書上の記載】 想定個別システム接続ポート数が10以上となっている拠点については、48ポートスイッチ(SW)を冗長化すること。 【意見】 接続ポート数10に対して48ポートスイッチでは余剰ポート数が多い印象です。15以上もしくは16以上等、条件を緩和出来ないでしょうか。	費用最適化のため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
28	意見	02_要件定義書	11	2	4	ウ(イ)	1	<p>【要件定義書上の記載】 GSS-NW 拠点GW 機器の整備拠点における基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件は以下の通り A (大規模拠点) : 25Gbase-LR 以上かつ冗長構成にて接続すること。なお、デジタル庁は、拠点 GW 機器において、拠点GW機器からの 25Gbase-LR 以上を接続するためのモジュールを整備する。 B (中規模拠点) : 10Gbase-LR 以上かつ冗長構成にて接続すること。デジタル庁は、拠点GW 機器において、拠点GW機器からの 10Gbase-LR 以上を接続するためのモジュールを整備する。</p> <p>【意見】 デジタル庁にて整備いただけるモジュールについては、調達範囲に含まれないため、保守対象外としていただけますでしょうか。</p>	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおり、本調達には含まれません。
29	意見	02_要件定義書	23	付録A	-	オ(イ)A	1	<p>【要件定義書上の記載】 電源 : 交流 100V 又は 200V 50Hz (1500W) を 2 回路</p> <p>【意見】 電源要件を緩和いただけないでしょうか。2回路あったとしても、基本的に機器は回路障害に備えて別回路からそれぞれ電源を確保し、片方の回路に障害があり電源供給の回路が片寄せされた場合でも稼働できるように設計します。そのため実質利用可能なのは1500Wのみとなり本提案で必要な機器の電源を賄うことができません。 また過去調達の省庁では仮想化基盤リソースの提供がありましたが、今回の要件では提供が無く、その分必要な電源容量も増えているため、冗長用の回路を含まず8000W程度の電源確保をお願いします。</p>	調達範囲を明確にするため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
30	意見	03_拠点一覧	-	-	-	-	1	要件定義書11項(2.4 省内ネットワークシステム)において、「小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能(ブラックアウト)となる構成は許容しない」とあるため、国会控室(拠点番号5)の「想定無線LAN AP総数」を2としていただけますでしょうか。 もしくは、当該拠点はAP総数1で良い、ということでしたらその旨を明示いただけますでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため。	ご指摘を踏まえ、拠点一覧を修正いたします。
31	意見	05_成果物一覧	-	-	-	-	1	以下成果物の提出時期が「設計工程開始時」となっていますが、設計内容を反映する必要があるため、「設計工程終了時」としていただけますでしょうか。 No.6: システム概要構成図 No.7: ネットワーク構成図(物理) No.8: 機器諸元表 No.10: ネットワーク構成図(論理) No.12: テスト計画書	適切な成果物提出時期とするため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
32	質問	01_調達仕様書	3	1	5	図2	1	移行作業は本調達の範囲外であり、移行方式は機器併設との認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を確認するため、ご指示願います。	ご意見を踏まえ、図2を修正いたします。
33	質問	01_調達仕様書	11	6	2	ツ	1	「設置場所を提案する場合は将来の設置機器の移設やネットワーク機器の増設や撤去についても配慮すること。なお、設置機器の移動に係る費用は、本調達に含まない。」とありますが、実際に「設置機器の移設やネットワーク機器の増設や撤去」が発生した際の費用は、その都度お見積り(本調達とは別作業)という理解で良いでしょうか。	調達範囲を確認するため、ご指示願います。	ご認識のとおりです。
34	質問	01_調達仕様書	16	6	5	ア	1	「当庁の求めに応じ支援」とは、(ア)~(カ)の記載の事由により、GSSの見直しを検討する際の情報提供、変更によって発生する際の検討・設計・設定・試験等の支援を想定すればよろしいでしょうか。	調達範囲を確認するため、ご指示願います。	ご認識のとおりです。
35	質問	02_要件定義書	2	1	5	-	1	<p>【要件定義書上の記載】 別紙1で示す拠点情報は2024年9月現在の情報であり、今後、拠点の統廃合や接続方法が契約期間中において変更される可能性がある。これらの変更については、本契約内で対応することし、未確定要素がある場合は、その要素に限り省き考慮すること。例えば、移転先住所が未定で、定めがない場合は、機材など移動に伴う経費は省く。他方、移転先規模が同等であれば、部屋数、機器構成なども同等を想定して、経費を想定することなど。</p> <p>【質問】 調達仕様書「6.2 ツ」では「設置機器の移動に係る費用は、本調達に含まない」とされています。本要件は「機器設置前に拠点の統廃合や接続方法が変更された場合」について言及されているのでしょうか。</p>	費用積算の範囲を明確にするためご指示願います。	現時点で想定される移転等については、拠点一覧に記載いたしますので、本契約内でご対応ください。
36	質問	02_要件定義書	5	2	3	ウ(ウ)	1	Hの項に、「GSSDC単位でのGSS-NWの障害においてもOSA2-TYO2間の通信をデジタル庁が提供できる」旨の記載がございますが、GSSDC単位での障害発生時においてもOSA2-TYO2間の渡りは使用できる認識でしょうか。 想定されている障害箇所がございましたらご教示いただけますでしょうか。	要件把握のため、ご教示願います。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
37	質問	02_要件定義書	9	2	4	エ	1	機器構成を決定する上で、機器認証/利用者認証における認証レートの要求値を指定いただけますでしょうか。(秒間50ユーザ等)	NW構成検討のためご指示願います。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
38	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ(イ)	1	<p>【要件定義書上の記載】 GSS-NW 拠点GW 機器の整備拠点における基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件は以下の通り C (小規模拠点) : 1GBase-LX 以上を 2 回線又は 1GBase-LX 以上と LTE 回線の冗長接続で接続すること。デジタル庁は、デジタル庁機器において、2 回線分のポートを提供する。具体的な回線種別及び接続方法については、デジタル庁と相談の上、決定すること。</p> <p>【質問】 基幹部と拠点GW機器間の「接続モジュール」は調達範囲に含まれない理解で良いでしょうか。含まれる場合は拠点ごとに接続要件をご提示いただけますでしょうか。</p>	調達範囲を確認するため、ご指示願います。	ご認識のとおり、本調達には含まれません。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
39	質問	02_要件定義書	13	2	4	エ(ウ)	1	「先の(イ)「利用者認証」を「Wi-Fi 及び有線 LAN」にて実施した場合は、WEB 認証に基づきMicrosoft Entra ID の User Principal Name、Member Group 情報、ExtensionProperty の拡張属性、Custom Attribute の内容を Entra ID から入手（これも属性チェックトランザクション）の条件文に基づく評価結果に基づき、端末が無線 LAN の場合は、AP が端末に対して IPv4/IPv6 アクセス制御の実施、および AP がレイヤー2 有線 LAN へのブリッジ先 VLAN 番号指定を同時に適用できること。端末が有線 LAN の場合は、端末が接続された機器が、IPv4/IPv6 アクセス制御の実施及び、ブリッジ先 VLAN 番号指定を同時に適用できること。」という文言がございますが、IPv4/IPv6はどちらか一方という理解でよろしいでしょうか。	要件の正確な把握のため、ご提示願います。	ご指摘の箇所について「IPv4及びIPv6」に修正します。
40	質問	02_要件定義書	14	2	4	エ(エ)A	1	「EAP-TLS 等におけるクライアントの電子証明書に付帯する失効確認ができること。デジタル庁では、SCEP 方式を使用した SCEPman サービスにて電子証明書発行管理をおこなうため、EAP-TLS における SCEPman が発行するクライアント証明書の失効確認プロセスにおいて、SCEPman が提供する OCSP 方式による証明書失効を確認できなければならない。」という文言がございますが、認証認可処理部の機器単体ではOCSP方式のHTTP1.1に対応できない場合、HTTP1.1に変換する処理を挟みSCEPmanへ失効確認する構成とすることは問題ございませんでしょうか。	要件の正確な把握のため、ご提示願います。	ご提案いただければ、検討いたします。
41	質問	02_要件定義書	14	2	4	エ(エ)C	1	「接続中のユーザーに紐づく EntraID 上の属性情報及び、Intune Device ID によるコンプライアンス準拠をバックグラウンドにてチェック（これを属性チェックトランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、10 分以内に、AP が端末に対して IPv4/IPv6 アクセス制御の実施、および AP が有線 LAN(レイヤー2)へのブリッジ先 VLAN 番号の変更を実施できること。」という文言がございますが、IPv4/IPv6はどちらか一方という理解でよろしいでしょうか。	要件の正確な把握のため、ご提示願います。	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「IPv4及びIPv6」に修正します。
42	質問	02_要件定義書	15	2	5	イ(ア)イ	1	(イ)の技術要件は(ア)の技術要件に含まれているように見受けられるのですが、要件の差異についてご教示いただけますでしょうか。	要件把握のため、ご教示願います。	ご意見を踏まえ、(イ)(ウ)は削除致します。
43	質問	02_要件定義書	15	2	5	イ(イ)ウ	1	統合管理監視システムに求める技術要件として内容が重複しているように見受けられるのですが、要件の差異についてご教示いただけますでしょうか。	要件把握のため、ご教示願います。	ご意見を踏まえ、(イ)(ウ)は削除致します。
44	質問	02_要件定義書	16	2	5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON 形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」という文言がございますが、データ転送ツールで連携するところも含めてリアルタイムでの実施でしょうか。別システムからJSON形式でリアルタイムなデータを取得しエクスポートして、定期的にデータをツールで連携することを想定していますが問題ございませんでしょうか。	要件の正確な把握のため、ご提示願います。	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
45	質問	02_要件定義書	16	2	5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON 形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」という文言がございますが、データ転送ツールの動作要件（動作OS等）は資料閲覧で開示される認識でよいでしょうか。	要件の正確な把握のため、ご提示願います。	統合監視システムの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
46	質問	02_要件定義書	18	2	7	イ(イ)	1	「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に～」という文言がございますが、「これらの省庁」が何を指しているのが前後の文脈から判断できかねる為、ご教示いただけますでしょうか。	要件把握のため、ご教示願います。	誤記ですので「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」を削除します。
47	質問	02_要件定義書	18	2	7	ウ	1	「最高裁判所の電算室に設置されたコアシッチが停電等で機能しなくなった場合に、GSSDC からの通信が自動的に大阪高等・地方裁判所の電算室にルーティングされるように設計すること。」という文言がございますが、最高裁判所と大阪高等・地方裁判所に同一のセグメントが存在するという点でしょうか。平常時は大阪高等・地方裁判所側の該当セグメントの経路広報はせず、最高裁判所の有事の際には大阪高等・地方裁判所側の経路を広報してルーティングさせる形でしょうか。また最高裁判所の復旧時の切り戻しの条件（自動・手動等）があればご教授ください。	要件の正確な把握のため、ご提示願います。	接続システムについては、最高裁判所において調達予定であるため、現時点で未定です。
48	質問	02_要件定義書	23	付録A	オ	(エ)	1	「レイヤー（IPv4/IPv6）」という文言がございますが、「レイヤー3（IPv4/IPv6）」の認識で相違ございませんでしょうか。	要件把握のため、ご教示願います。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
49	質問	03_拠点一覧	-	-	-	-	1	ライセンスの購入数を決定する上で、利用者数を確定させる必要があります。職員の利用者数は拠点一覧に記載済みの「GSS端末利用者数」の総和でよろしいでしょうか。また複合機の台数及びゲストWi-Fiの利用者数をご教授ください。	費用積算の範囲を明確にするため、ご提示願います。	利用者数については、ご認識のとおりです。複合機の台数については、閲覧資料にてご確認ください。ゲストWi-Fiの利用者数は、現時点で見込みをお示しすることは困難ですが、想定帯域で十分賅える予定です。
50	質問	04_SLA項目一覧	6	2	3	表 1-4	1	業務日 9:30~18:15の記載がありますが、「別添資料4. 用語の定義」では業務時間は「業務日における9時から17時とする」とあります。どちらが正しいでしょうか。	解釈を明確にするため。	業務時間は「9時30分から18時15分まで」となります。御指摘を踏まえ、「別添資料4. 用語の定義」の業務時間を「業務日における9時30分から18時15分とする」に修正します。
51	質問	04_SLA項目一覧	6	2	3	表 1-4	1	セキュリティ障害の復旧時間が「24時間以内」と記載がございますが、ここでいう復旧は、要件定義書P19に記載のある暫定対策が完了した時点という認識でよろしいでしょうか。要件定義書P19に記載のある恒久対策は教育等でルールを徹底するなど、お客様の協力と理解も必要になるため、恒久対策を24時間で完了することは現実的ではないと見做します。セキュリティ障害における復旧条件を明示いただけますでしょうか。	要件の正確な把握のため、ご提示願います。	暫定対策が完了した時点とご理解ください。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
52	質問	05_成果物一覧	2	1	-	-	1	No.2 プロジェクト管理要領に「「セキュリティ共通設計書」として必要な内容も包括すること。」と記載がありますが、No.13にもセキュリティ共通設計書があります。プロジェクト管理要領に必要な内容を包括する、もしくはセキュリティ共通設計書を別冊として作成する、のいずれかの対応で問題ないでしょうか。	納品成果物の確認のため、ご掲示願います。	ご認識のとおりです。
53	質問	05_成果物一覧	2	1	-	-	1	No.15~22の提出時期に「最高裁判所(下級裁判所含む)がガバメントソリューションサービスを利用開始する3ヶ月前まで」とありますが、最短で利用開始となる想定時期は具体的に何月になりますでしょうか。また、拠点ごとに順次利用開始される理解で正しいでしょうか。	納品成果物の提出時期確認のため、ご掲示願います。	最も早い拠点では、令和8年7月頃から利用開始する想定です。拠点ごとに順次利用を開始します。
54	意見	01_調達仕様書	10	6	2	ス	1	議事録について、「翌営業日以内に受注者にて作成・提示」との記載がありますが、3営業日以内へ緩和いただけないでしょうか。	議事録の品質を維持することで、デジタル庁様との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋がると考えるため。	検討の結果、記載のとおりといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内にご作成いただくことを求めています。
55	意見	02_要件定義書	2	1	5	-	4	入札公告が出る際に、判明している統廃合や移転計画などの情報を閲覧資料に記載いただけますでしょうか。	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	入札公告時に判明している情報については、閲覧資料に記載いたします。
56	意見	02_要件定義書	5	2	3	エ	4	WAN側のメディアタイプは02_別添資料1、要件定義書の該当箇所と03_別添資料1_別紙1_拠点一覧に基づき、原則1Gbase-Tとし、10G-LRと記載がある拠点のみ指定のメディアタイプに対応するという認識でよろしいでしょうか。また、WAN側のメディアタイプに追加の指定があれば追記をお願いしますでしょうか。	仕様を明確化したいため。	ご認識のとおりです。1Gbase-T以外の指定メディアタイプについては、拠点一覧にてご確認ください。
57	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	4	'別紙1にAP数は想定として記載がありますが、フロアごとの正確な無線の利用デバイス数をご提供いただけますでしょうか。	見積りごとの作成に影響を与えるため。	閲覧資料においてご確認ください。
58	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	4	製品選定の幅を広げるために、WiFi7以外(WiFi6、WiFi6E)も推奨する条件に緩和いただけないでしょうか。	製品選定の幅が広がり、コスト削減も見込まれるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
59	意見	02_要件定義書	11	2	4	ウ	4	エッジSWのポート数決定のため、'別紙1に記載のない、エッジSW配下の機器(複合機等)についての台数情報を入札前までにいただけないでしょうか。	エッジSWの機器の選定に影響があるため。	閲覧資料においてご確認ください。
60	意見	02_要件定義書	11	2	4	ウ	4	A、B、Cにおける拠点GW機器、貴庁の機器に接続するモジュールの用意及び接続は貴庁にて実施いただけると認識しております。上記モジュールは調達物品に含まれないため、保守範囲外とさせていただきます。	調達範囲を明確にしたいため。	デジタル庁で整備する機器については、特段の要件がないかぎり、本調達における保守の範囲外の認識です。
61	意見	02_要件定義書	17	2	6	ク	1	「大規模なレイアウト等変更が発生する場合」との記載がございますが、規模を問わず、レイアウト変更の対応は都度相談とさせていただきます。	作業範囲を明確にしたいため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については計画的に実施できるよう協議いたします。
62	意見	02_要件定義書	22	(付録A)	イ	-	4	別紙1に専用線暗号化の該当拠点がいないため、正しい情報があればご提供いただきたいです。	作業工数に影響があるため。	本調達において、現時点で対象となる拠点はございません。
63	意見	03_拠点一覧	-	-	-	-	4	既存GW機器の接続先情報(設置フロア、接続先/F種別)の分かる資料を資料閲覧時に確認させていただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料においてご確認ください。
64	意見	03_拠点一覧	-	-	-	-	4	利用可能な分電盤位置、回路番号とともにご準備いただける電源容量の上限について、資料閲覧時に確認させていただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料においてご確認ください。
65	意見	03_拠点一覧	-	-	-	-	4	有線LANの位置について、資料閲覧時に確認させていただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料においてご確認ください。
66	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	東京-大阪間の切り替えは、デジタル庁様の判断に基づいて実施すると認識しておりますが、職員様への業務影響を最小限に抑えるために、自動切り替えとする仕様にご変更いただくことを推奨します。	作業範囲を明確にしたいため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
67	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	複合機・プリンタ等の接続や切替時期はいつ頃になりますでしょうか。また、設置台数やケーブルの余長など考慮すべき事項は閲覧資料でご提示いただける認識でよいでしょうか。 また、複合機・プリンタの配線等役割について、下記の認識でよろしいでしょうか。 ①L2SW⇄ローゼットまでのLAN配線：受注者 ②ローゼットの設置（複合機・プリンタ近く）：受注者 ③ローゼット⇄複合機・プリンタまでのLANケーブル用意：受注者 ④ローゼット⇄複合機・プリンタへのLAN結線：各拠点ご担当者様	作業範囲を明確にしたいため。	複合機・プリンタの接続時期は、現時点では令和9年4月～8月頃を想定しておりますが、具体的なスケジュールについては、ご契約後、調整させていただく予定です。 ケーブル余長等は、閲覧資料にてご確認ください。 また、役割分担については、ご認識の通りです。
68	質問	01_調達仕様書	23	7	3	オ	1	現地調査を円滑に進めるために、事前に拠点ごとの石綿有無を把握したいと考えておりますが、貴庁より建築物石綿含有建材調査報告書及び建物の着工年数を閲覧資料として開示していただけませんか。	作業工数を明確にしたいため。	閲覧資料においてご確認ください。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
69	質問	01_調達仕様書	26	7	7	ア	1	保守期間終了時に構築機器の廃棄処理は不要な認識でよいでしょうか。 必要な場合、対象となる機器とデータ消去の必要性等があればご提示いただきたい。	作業範囲を明確にしたいため。	保守期間終了後の廃棄処理の対応は不要です。仕様書へ以下の内容を追記します。 「保守期間終了時の廃棄処理は本調達に含まれない。」
70	質問	02_要件定義書	4	2	3	イ	2	オーバレイ集約機器と、相互接続集約ネットワーク機器を接続するメディアの規格の指定はございますでしょうか。指定がございましたらご教示いただきたいです。	調達範囲を明確にしたいため。	ご提案をお願いいたします。
71	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧に記載のAP等の機器数は利用不能（ブラックアウト）を考慮した数字になっておりますでしょうか。必要に応じ、修正いただきたいと思います。 例として拠点番号5 国会控室のAP台数は1台ですが、この台数では上記要件を満たせないと考えております。	記載のNW機器数量では、障害時に利用不能となる構成であるため。	ご指摘を踏まえ、拠点一覧を修正いたします。
72	質問	02_要件定義書	10	2	4	イ	2	利用密度の判断基準はどういった数値になりますでしょうか。 併せて、利用密度算出のための資料を事前に共有いただきたいです。	見積もりの作成に影響を与えるため。	閲覧資料においてご確認ください。
73	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	2	受注者の調達範囲は、「個別システム接続用SWの調達」および「受注者用意のSWから個別システム接続用のSWへのケーブル差込」までで認識相違ございませんでしょうか。 また、個別システム接続設計に必要な、個別システム側のIPアドレス数や通信要件、LAN配線等は、本調達の範囲外という認識でよろしいでしょうか。 加えて、対象となるすべての個別システムは、すべて閲覧資料内に記載いただける認識でよろしいでしょうか。	見積もりの作成に影響を与えるため。	調達範囲は「個別システム接続用のSWの調達」までとなります。 各種要件・対象システムについては、閲覧資料にてご確認ください。
74	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	2	Cの小規模拠点の貴庁機器における、1Gbase-LX2回線分のモジュールは、AとB同様に貴庁にて用意いただける認識でよろしいでしょうか。 受注者側での調達となる場合、拠点GW機器に整備できるモジュールの製品をご提示いただけないでしょうか。	作業範囲を明確にしたいため。	AとB同様にデジタル庁側で提供します。
75	質問	02_要件定義書	18	2	7	イ	2	「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」と記載がございますが、「これらの省庁」とは具体的にどの省庁を指しておりますでしょうか。 複数省庁で相互接続集約ネットワーク機器を共用しても良いという解釈でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	ご指摘を踏まえ、当該文言を削除いたします。
76	質問	02_要件定義書	20	4	3	-	2	有線LAN部を構成する機器は拠点によって、共用スペース（執務室やサーバ室・EPS室・MDF室等）に設置するケースがあると理解しております。 その場合、他部署との調整や電源使用可否の判断が必要となる認識ですが、貴庁にて電源確保の対応及び電源設備を提供いただける認識でよいでしょうか。 また、指定事業者等に作業を再委託する必要があるとのことですが、事前に指定事業者について情報提供いただくことは可能でしょうか。指定事業者は、貴庁と直接契約を締結し、貴庁より日程調整・作業指示等実施いただける認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	共用スペースにおける各種調整は、デジタル庁にて実施いたします。 指定事業者の有無については、本公告後に閲覧資料を御確認下さい。 なお、指定事業者については、受注者が直接契約することを想定しています。
77	質問	02_要件定義書	21	4	6	-	1	運用事業者の引継ぎ期間については、図2 調達作業スケジュールにおける下級裁判所のLAN・AP設置工事後（令和8年12月末）からGSSへの移行完了（令和9年9月末）の間だと理解しておりますが、合っておりますでしょうか。	運用事業者へ引継ぎが必要な時期を把握するため。	ご認識のとおりです。
78	質問	02_要件定義書	22	(付録A)	ア	-	2	複数省庁が入居する拠点において、専用線やフレッツ回線を共用する予定があれば記載いただけないでしょうか。	作業工数を明確にしたいため。	本件調達において、該当する拠点はございません。
79	質問	01_調達仕様書	21	7	1	エ	1	プロジェクトメンバの条件については、複数名で条件を満たせばよろしいでしょうか。	本調達におけるプロジェクトメンバは複数人を想定し、全プロジェクトメンバにおいて必須条件となると体制を構築する上で難しく、また要員工数の単価も上がり初期コストに影響が出るため。	プロジェクトメンバにおいては、体制として要件を満たしていれば問題ありません。
80	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	最高裁判所と下級裁判所で機器設置完了の時期が異なるため、借入・保守開始を下記の通り分ける認識でよいでしょうか。 なお、機器設置前に借入開始した場合、未設置機器分の賃貸借料も請求が開始します。 ・最高裁判所：令和8年12月 ・下級裁判所：令和9年 1月	機器設置前に借入・保守を開始した場合、未設置機器分の借入・保守費用の請求が発生してしまうため。	借入・保守開始の開始期間について、最高裁判所と下級裁判所とで分けることで差し支えありません。 具体的な開始時期については、契約後に調整させていただきます。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
81	質問	02_要件定義書	20	4	3	-	2	「コア抜き・防火壁への穴開け等」は建業法対象となる作業と認識しております。建業法対象の工事を実施する場合、技術者の配置、その他指定の情報含んだ資料の提出のご対応がございしますが、建業法対象工事を含む工事として発注という認識でよろしいでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	調達仕様書7.8カ 法律・規格への準拠の(ウ)の記載に適合した工事としてご対応ください。
82	意見	02_要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・L2エクステンションの数は全体で4000以上をサポートできること。	省庁間ローミング等の今後の拡張性を考慮し、要件を明確にした上で、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	以下のとおり要件を追記します。 ・(カ)L2エクステンションの数は全体で500以上をサポートできること。
83	意見	02_要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有すること。 ・総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有すること。	特に認証系通信の優先制御や、帯域を圧迫する定期的な通信に対する帯域制御は業務継続性の観点で重要と考えるため。	推奨要件といたします。
84	意見	02_要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・拠点をリージョン単位で構成し、各リージョン内はリージョン代表拠点を中心にリージョン内拠点間のVLAN通信が可能であること。 ・リージョン代表拠点を経由し、各拠点とGSS DC間をVLAN通信が可能であること。	今後の拠点数増加を考慮すると、拠点追加に伴う設計・構築が容易な本構成が有効であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。なお、ご提案いただくことは差し支えありません。
85	意見	02_要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・マルチキャストトラフィックの転送をサポートできること。	マルチポイントツーマルチポイント通信等をサポートすることが出来るため、貴庁の本ネットワーク利用の拡張性に寄与する機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。なお、ご提案いただくことは差し支えありません。
86	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	03別添資料1別紙1 拠点一覧の国会控室のAP数について、以下要件に合わせ、台数を2台に変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能(ブラックアウト)となる構成は許容しない。	要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご指摘を踏まえ、拠点一覧を修正いたします。
87	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	想定ログデータフォーマットを明確にいただけますでしょうか。 また、貴庁指定予定のログフォーマットについて、RFC等で定められている標準化されたフォーマットと認識して問題ないでしょうか。	見積の算定及び、構成の検討ができない状態であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご認識のとおりです。
88	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	1	標準AP及び、高性能AP要件として、以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・PoEフェイルオーバー※に対応すること。 ※2つ以上のRJ45インターフェースより給電を行い、方系統の電力供給が絶たれた際も、APの再起動をすることなく継続利用することを可能とする機能	給電冗長を行うことは貴庁にとって有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
89	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	3	高性能AP 要件(ア)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャンネル幅 →Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅	誤記と考えるため。	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
90	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	1	高性能AP 要件(ウ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・本仕様記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。 →本仕様記載の要件を最大25.5W以下の消費電力で動作することを推奨する。	想定している機器が要件を満たしていないため。	14W以下の消費電力の推奨要件を削除いたします。IEEE802.3atを満たす提案をお願いします。
91	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	1	高性能AP 要件(オ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格 →1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上	想定している機器が要件を満たしていないため。	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正します。
92	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	3	高性能AP 要件(カ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・送受信にAPからSTA及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。 →APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。	誤記と考えるため。	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
93	意見	02_要件定義書	11	2	4	ウ	1	対象拠点数を明確にするようご検討をお願いできますでしょうか。	本調達において拠点一覧より個別LANシステムとの接続を行う拠点は262拠点のみと見受けられ、その他の拠点では本要求事項であるVRF分割やOSPFルーティング機能は不要であると考えられるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
94	意見	02_要件定義書	11	2	4	ウ	1	基幹部・末端部の技術要件として、以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること	L2ネットワークを構築する場合、末端部だけでなく基幹部と末端部間にも必要な機能と考えるため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
95	意見	02_要件定義書	12	2	4	エ	2	以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・認証・認可失敗時の切り分け手段として、運用者がユーザー毎に新NAC機器より認証・認可プロセスをリトライし、エンドユーザーの負担無く認証・認可失敗原因を明らかにする機能を有すること。	受注者の提供範囲についての正常性を確認でき、貴庁運用者の負荷軽減となる有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
96	意見	02_要件定義書	14	2	4	オ	2	WiFiローミングの要件として、以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・自省庁と他省庁間のWiFiローミングにおいては、新NAC機器間での認証データを連携することにより再認証を免除する機能を有すること。	貴庁やエンドユーザー様にとって有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。なお、ご提案いただくことは差し支えありません。
97	意見	02_要件定義書	14	2	4	オ	2	以下要件を以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・拠点を一リージョン単位で構成し、各リージョン内はリージョン代表拠点を中心にリージョン内拠点間のVLAN通信が可能であること。 ・リージョン代表拠点を終局し、各拠点とGSS DC間をVLAN通信が可能であること。	今後の拠点数増加を考慮すると、拠点追加に伴う設計・構築が容易となる本構成が有効であると考えており、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。なお、ご提案いただくことは差し支えありません。
98	意見	02_要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)A について 貴庁の指定するデータ転送ツールを明確にいただけますでしょうか。 また、貴庁指定ツールのインストールができない場合、連携が必要な監視データを貴庁と合意した何らかの形で送付する構成でも問題ないでしょうか。	データ転送ツールについて明示されておらず、見積もりの算定及び、構成の検討ができない状態であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
99	意見	02_要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)A について ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。と記載があります。 上記記載の”リアルタイム”について、以下のどちらの意味を示していますでしょうか。 ①貴庁よりデータ要求があった場合にその時点のリアルタイムデータを渡せること ②受注者構築の監視システムより、常時データを送信し続けること。 ②の場合、”リアルタイム”の記載を削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	要求範囲を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。 また、②は実現不可と考えるため。	①のご認識となりますので、明確となるよう仕様書を修正します。
100	意見	02_要件定義書	18	2	7	ア	2	必須要件のみならず、加点項目についても提案時点で提供可能であることを示すエビデンスの提示を条件として追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	要求事項に対する実現可否の根拠を明確にする必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
101	意見	01_調達仕様書	23	7	3	オ	1	「閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること」につきまして、閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な拠点数を明示していただくようご検討をお願いできますでしょうか。	閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な拠点数を明示していただくようご検討をお願いできますと考えるため。 また、必要情報を明確にできない場合、既存環境を把握している事業者のみが有利となるため調達の公平性に反すると考えるため。	閲覧資料においてご確認ください。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
102	質問	02_要件定義書	10	2	4	ウ	4	全国網アクセスサービス及びモバイルサービスについて、1回線に対し複数WAN IPアドレスを払い出すことは可能でしょうか。	以下要件を満たすためには、冗長化した基幹部の機器の1系・2系にそれぞれWAN IPアドレスを振る必要があると考えるため。 ・冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること。	全国網アクセスサービスについては、可能です。 モバイルサービスについては、1SIMにつきアドレスは1つになります。
103	意見	03_拠点一覧	1	-	-	-	4	既存GW機器の接続先情報（設置フロア、接続先/F種別）のわかる資料を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料にてご確認ください。
104	意見	03_拠点一覧	1	-	-	-	4	石綿の有無のわかる資料を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	石綿対象拠点数を把握することで、最適な積算を進めることができるため	閲覧資料においてご確認ください。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
105	意見	03_拠点一覧	1	-	-	-	4	利用可能な分電盤位置、回路番号を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料にてご確認ください。
106	意見	03_拠点一覧	1	-	-	-	4	既存回線終端装置の位置及び該当建屋でのGSS利用実績の有無を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	既存回線終端装置の位置は、閲覧資料にてご確認ください。 GSS利用実績があるのは、拠点番号1、5の2箇所のみです。
107	意見	03_拠点一覧	1	-	-	-	4	有線LANの位置を資料閲覧時に閲覧したく、ご準備いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料にてご確認ください。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
108	意見	03_拠点一覧	1	-	-	-	3	想定無線LANAP総数の内訳として、高性能APと標準APに数量を分割することを希望する。	双方の利用数を把握することで、最適な積算・設計を進めることができるため	機種を選定、必要数量の設計については、受注者の提案を受けることとしておりますので、閲覧資料で提示する拠点情報をご覧いただき提案願います。
109	意見	01_調達仕様書	10	6	2	ス	1	「打合せ等の議事録」について、打合せ後、翌業務日以内に受注者にて作成・提示するとの記載がございます。 打合せ開催が夜間になることや、同日に複数の打合せが開催されるなど、会議開催の要件次第で翌業務日以内の提示が難しいと考えます。先行案件に合わせて、3業務日が望ましいと存じますが、議事録の提示時期について再考いただけないでしょうか。	プロジェクト実施に当たって確実な遂行を望むため。	検討の結果、記載のとおりといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日にご作成いただくことを求めています。
110	意見	01_調達仕様書	15	6	3	ケ	1	「(ア)報告会」について、会議終了後、結論や双方の課題をまとめた議事録を翌業務日以内に作成するとの記載がございます。 打合せ開催が夜間になることや、同日に複数の打合せが開催される場合には翌業務日以内の提示が難しいと考えます。先行案件に合わせて、3業務日が望ましいと存じますが、議事録の提示時期について再考いただけないでしょうか。	プロジェクト実施に当たって確実な遂行を望むため。	検討の結果、記載のとおりといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日にご作成いただくことを求めています。
111	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	4	「AP及びWLC部の技術要件の(オ)」について、「別添資料2.SLA項目一覧 表1-4 SLA目標値」では、ネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間は1時間となっております。 障害発生時には自動切替を行うことで早期復旧が可能と考えますので、SLAを担保し早期復旧を目指した自動切り替えを前提とした仕様につきましてはないでしょうか。	仕様を明確化するため。	障害発生時の切替はデジタル庁判断とします。
112	質問	01_調達仕様書	2	1	4	ア	1	「最高裁判所及び地方拠点」について、最高裁判所と記した場合は、最高裁判所及び地方拠点を意味すると記載がございます。 地方拠点について別紙1 拠点一覧で明示していただけますでしょうか。	使用されている用語を明確にするため。	拠点一覧における「1 最高裁判所」以外の拠点については、地方拠点となります。
113	質問	01_調達仕様書	2	1	4	ア	1	「最高裁判所及び地方拠点」について、最高裁判所と記した場合は、最高裁判所及び地方拠点を意味すると記載がございます。 図2作業想定スケジュールのLAN工事における「最高裁判所」と「下級裁判所」の区別がありますが、この場合の最高裁判所の示している拠点は何になるか別紙1 拠点一覧で明示していただけますでしょうか。	施工スケジュールを明確にし、積算を行うため。	ご指摘を踏まえ、仕様書の記載及び図2を修正いたします。
114	質問	01_調達仕様書	3	1	5	図2	1	図2にて作業想定スケジュールを示されておりますが、本調達に以外のものが混在しているように見えます。 仕様書に記載されている内容から以下のものが対象となると思われます。 対象外の工程をグレーアウト等で整理していただけますでしょうか。 ◆対象工程 「ネットワーク設計」のすべての工程 「機器キッティング」のすべての工程 「回線引込」の調整・申込（全国網サービス申し込み手続き） 「LAN工事」のすべての工程	作業項目を明確にし、積算を行うため。	ご指摘を踏まえ、図2を修正いたします。
115	質問	01_調達仕様書	25	7	3	オ	1	「石綿調査」について、閲覧資料を確認のうえ必要に応じて石綿調査することと記載がございます。 石綿調査に必要な「建物の着工年代」「過去の石綿事前調査結果」「増築や改築の有無」などの情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	閲覧資料においてご確認ください。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
116	質問	01_調達仕様書	25	7	3	オ	1	「石綿調査」について、閲覧資料を確認のうえ必要に応じて石綿調査することと記載がございます。 石綿処理対応は国土交通省さまが指定する「アスベストの飛散性・非飛散性」のレベル3想定の調査・対策・処理をするということで宜しいでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	国土交通省が指定する「アスベストの飛散性・非飛散性」のレベル1～3の状況に応じた適切な対応をお願いします。
117	質問	02_要件定義書	2	1	5	-	1	「スケジュール上の留意点」について、今後、拠点の統廃合や接続方法が契約期間中において変更される可能性があるとの記述がございます。 入札公告が出る際に、判明している統廃合や接続方法の変更、移転計画などの情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	入札公告時に判明している情報については、閲覧資料に記載いたします。
118	質問	02_要件定義書	5	2	3	エ	1	「(イ)オーバーレイ拠点機器」について、別紙1に「メディアタイプ」として1Gbase-LX等を記載されると記載がございます。 しかし、別紙1 拠点一覧には10G-LRしかないように見受けられますが、入札公告時に1Gbase-LX等を記載される拠点などがあるのでしょうか。	仕様を明確化するため。	拠点一覧において空欄となっている箇所は、1Gbase-Tを想定しています。 1Gbase-T以外の指定メディアタイプについては、拠点一覧にてご確認ください。
119	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、貴庁が提供する設置情報に基づき決定を行うことと記載がございます。 入札公告後に最新のフロアレイアウト図を用いて設置情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	閲覧資料にてご確認ください。
120	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、受注者が設計を行う場合（項番2.3が該当）と記載がございますが、項番2.3の箇所を見当たらないため明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	誤記ですので、記載を修正いたします。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
121	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しないと記載がございます。 別紙1 拠点一覧で確認するとフロアに無線AP数1台となる拠点がございますが、ここはブラックアウトの非許容の仕様と矛盾すると考えるため2台以上に修正をお願いします。	仕様を明確化するため。	ご指摘を踏まえ、拠点一覧を一部修正いたします。 なお、常に各フロアについて2台以上のAPが必要とは考えておらず、拠点全体において実務への多大な支障が生じないような構成となっていれば良いと考えております。
122	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、大規模拠点においてエリア欠損となる構成は許容しないと記載がございます。 別紙1 拠点一覧で確認するとフロアに無線AP数1台となる拠点がございますが、ここはエリア欠損の非許容の仕様と矛盾すると考えるため2台以上に修正をお願いします。	仕様を明確化するため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
123	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「AP及びWLC部の技術要件の(オ)」について、「別添資料2.SLA項目一覧 表1-4 SLA目標値」では、無線LANコントローラ両系障害のネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間が1時間と記載されております。 30分以内のサービス復旧を想定と記載がありますが、東京-大阪間の切り替え作業におけるデジタル庁様の判断は30分以内にご提示されるという認識で宜しいでしょうか。	ネットワーク大規模障害時の責任分界点を明確にするため。	デジタル庁の判断後、30分以内に切り替えていただくことを想定しています。
124	質問	02_要件定義書	11	2	4	イ	1	「エッジスイッチのポート数の決定」について、複合機等に必要な有線の数、を考慮との記載がございます。 別紙1 拠点一覧に複合機や他に有線接続が必要な有線の数を表示していただけますでしょうか。	エッジスイッチに必要なポート数を明確にし、機器台数の算出をするため。	閲覧資料においてご確認ください。
125	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	1	「各種個別のシステム」について、個別システムを当該スイッチに接続する作業は、各省庁によって実施されることに留意すること。との記載がございます。 個別システム用に準備したスイッチから個別システムまでの配線作業も各省庁にて実施されるということでしょうか。	工事工数と責任分界点を明確にするため。	ご認識のとおりです。
126	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	1	「各種個別のシステム」について、既設NWに接続されている個別システムはGSS-NWに移行後も接続を行えるように整備する必要があるとの記述がございます。 対象となるすべての個別システムは、閲覧資料で明示して頂いたものということで宜しいでしょうか。	工事工数と技術要件を明確にし、積算するため。	閲覧資料においてご確認ください。
127	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	1	「基幹部・末端部の技術要件の(イ)」について、基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件を記載いただいております。 拠点GW機器のモジュールの調達や取付作業は本調達には含まれないと認識しますが、本調達に含まれる場合は拠点GW機器に整備できるモジュールの製品をご明示していただけますでしょうか。	拠点GW機器との作業分界点とモジュールの要件を明確にするため。	ご認識のとおり、本調達には含まれません。
128	質問	02_要件定義書	14	2	4	オ	1	「Wi-Fiローミングの要件」について、本調達においてローミング対応が必要な拠点については別紙1 拠点一覧に示すと記載がございますが、別紙1で全拠点が「-」と記載されております。 入札公告時には別紙1 拠点一覧にて明示いただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	本調達においては、ローミング対応を要する拠点はございません。
129	質問	02_要件定義書	17	2	6	キ	1	「配線施工における工数（難度）」について、別紙1に想定難易度を記載しているとの記述がございますが、(ア)～(ウ)の記述と、別紙1の「配線難易度（注2、注3）」とが相違しているように思えます。 配線難易度は、どちらの観点で参考させていただいたら宜しいでしょうか。	配線施工における工数（難度）を明確にするため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
130	質問	02_要件定義書	17	2	6	ク	1	「各拠点のフロアレイアウト等」について、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性の記述がございます。 規模が小さくても機器の追加や配線ルートの見直しが発生する場合がありますので、レイアウト変更の際は都度相談とさせていただきますでしょうか。	工事行程を明確にするため。	できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については計画的に実施できるよう協議いたします。
131	質問	02_要件定義書	18	2	7	ウ	1	「最高裁判所の整備に関する必須要件」について、最高裁判所の電算室に設置されたコアスイッチが停電等で機能しなくなった場合のルーティング設計を記載いただいております。 拠点のGSS端末がオーバーレイシステムを経由してクラウドサービスを使うことを想定すると、示されたルーティング設計とは異なると思われます。 個別システムなどで対象としているシステムなどあれば明示していただけますでしょうか。	大阪高等・地方裁判所にルーティングが必要な設計内容を明確にして、必要な機器や工数を把握するため。	対象となるシステムについては、閲覧資料でご確認ください。
132	質問	02_要件定義書	20	4	3	-	1	「設備現状や工事」について、電源の増設や改修が必要となる場合の記述がございます。 各拠点の電源仕様が示されていないため工事工数の算出が難しいと考えており、貴庁にて準備いただける電源容量の上限を提示していただけないでしょうか。	仕様を明確化するため。	閲覧資料においてご確認ください。
133	質問	02_要件定義書	20	4	3	-	1	「設備現状や工事」について、電源の増設や改修が必要となる場合の記述がございますが、各拠点の電源仕様が示されていないため、工事工数の算出が難しいと考えております。 公告時に各拠点で使用可能な電源の位置など電源仕様の情報開示をいただけないでしょうか。	各拠点の工事工数を明確にし費用の算出するため。	閲覧資料においてご確認ください。
134	質問	02_要件定義書	21	4	6	-	1	「GSS運用事業者への引継ぎ」期間については、LAN工事後（令和8年12月末）から運用開始前（令和9年9月末）の間で実施と想定していいでしょうか。	GSS運用事業者への引継ぎ開始時期を明確にするため。	ご認識のとおりです。
135	質問	02_要件定義書	22	付録A	イ	-	1	「専用網サービス」について、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1 拠点一覧に暗号化要と記載するとございますが、対象となる拠点が記されておりました。 入札公告時には別紙1 拠点一覧にて対象拠点明示頂けますでしょうか。	通信路を暗号化しなければならない拠点を明確化するため。	本調達において、現時点で対象となる拠点はございません。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
136	質問	O2_要件定義書	22	付録A	イ	-	1	「専用網サービス」について、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1 拠点一覧に暗号化要と記載ございますが、対象となる拠点が記されておりませんでした。 地方集約点の設置機器は今回の調達対象ではないと考えています。異なるメーカー間での暗号化通信になることが想定されますので、地方集約点側機器の調達事業者が有する検証環境を用いての接続確認に協力を頂けませんか。また、必要に応じ設定変更に応じて頂けませんか。	拠点からの通信の確実性の担保と責任分界点を明確にするため	本調達において、現時点で対象となる拠点はございません。
137	意見	O4_SLA項目一覧	6	2	3	-	1	SLAについて、SLOへの緩和及び/もしくは30分への緩和をいただくことは可能か	現状のSLAだと専任チームを設ける必要があり、体制の確保に高額な費用を要するため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
138	意見	O5_成果物一覧	2	1	-	-	1	#6-#13の資料について、設計工程もしくは構築工程「終了時」の提出としていただくことは可能か。	各ドキュメントは、設計工程もしくは構築工程を通じた貴庁との議論・検討を通じて作成するものであるため、工程冒頭にて提出することは難しいため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
139	質問	O1_調達仕様書	3	1	5		1	図2の「LAN工事」にて最高裁判所と下級裁判所はスケジュールが異なるようにお見受けする。拠点一覧の、拠点番号1と4が最高裁判所、それ以外の拠点は下級裁判所という認識で合うか。	スケジュールの検討のため	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
140	質問	O1_調達仕様書	4	2	1		1	図3の「GSSネットワーク」において全国網アクセスサービス及びモバイルアクセスサービスはGSSDC（東日本）（※TYO2と想定）とのみ接続しているように見受けられる。「オーバーレイネットワークシステム」において、モバイルもしくは全国網を引き込んでいる拠点は、GSSDC（東日本）とのみオーバーレイトンネルを張ればよいということか。また、要件定義書の図1では全国網及びモバイル網はGSSDC（西日本）（※OSA2と想定）にも引き込まれているが、どちらが正か。	ネットワーク設計のため	ご指摘を踏まえ、各図面を修正いたします。
141	質問	O1_調達仕様書	8	6	1	イ	1	(オ)の「情報セキュリティインシデントへの対処方法」について、対処方法を記載すべきセキュリティインシデントは具体的にどのようなものか。	成果物ボリュームの確認及び見積もり算出のため	「別添資料4. 用語の定義」で示されていない限り、情報システムにおける通念上の理解でご認識ください。
142	質問	O1_調達仕様書	14	6	3	エ	1	「受注者は、最高裁判所の各拠点の庁舎への立ち入り及び設定実施にあたり、具体的な作業の実施内容及び日時を当庁および最高裁判所の担当者と事前に調整すること。」とあるが、「最高裁判所の担当者」とは、最高裁判所担当職員様のことを指している認識で合うか。 (必要に応じて、最高裁判所様側のベンダ等との調整も範囲内となるか。)	要件を正確に把握するため。	ご認識のとおりです。
143	質問	O1_調達仕様書	14	6	3	カ	1	「(イ)複数の事業者に関係する、GSSの全体に係るようなテスト（結合テスト及び総合テスト等）は、関連する事業者と協働すること。 (ウ)個別システム等の接続時の各種テストは、個別システム所管部課及び個別システム事業者等と協働し、実施すること。」 について、個別システムの移行にあたってのテストであるとお見受けするが、個別システム事業者が事業者間連携の主となるか。	役割分担の把握のため	ご認識のとおりです。
144	質問	O1_調達仕様書	15	6	3	キ	1	操作手順書に含めるべき操作内容は、職員様が何をできることを目的とする手順書か。	作成対象のマニュアルが備えるべき粒度を把握するため (公正取引委員会の調達でもお伺いしたが、急のため再度ご質問させていただきます)	構築後、デジタル庁にて一元的な運用を行うことを想定しております。管理者が行うべき操作について、操作手順書を作成いただく想定です。
145	質問	O1_調達仕様書	16	6	4	ア	1	「受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアの販売終了予定や保守可能期限終了予定等が判明した時点で、遅延することなく、当庁に当該製品等の報告を行うとともに、その後の保守可能期間についても報告すること。」とあるが、遅延とは具体的にどの程度の期間を想定されているか。	要件を正確に把握するため。	運用に支障が生じることのないよう、速やかにご報告いただくことを想定しております。
146	質問	O1_調達仕様書	16	6	4	ア	1	(キ)について技術的なサポートとして事業者のどのようなサポートをご期待いただいているか。（例：技術的な問い合わせ）	要件を充足する要員の確保のため	要件定義書に記載する「保守・監視について」や「設備・工事など」等が本調達受注者の役割となります。
147	質問	O1_調達仕様書	18	6	6	オ	1	(イ)「品質保証ができる文章」とは、成果物作成過程において社内/デジタル庁様から受けたコメント及び対応履歴を残すレビュー管理表のイメージでよいか。	成果物イメージの把握のため	ご認識のとおりです。
148	質問	O1_調達仕様書	19	7	1	ウ	1	「効果算定支援などを実施した実績」について、実績となりうるプロジェクトのイメージを例示いただきたい。	要件を充足する要員の確保のため	本調達に類似する、ネットワーク構築などのプロジェクトを想定しております。
149	質問	O1_調達仕様書	21	7	1	エ	1	(ア)D「刷新検討業務または最適化計画策定業務」について、実績となりうるプロジェクトのイメージを例示いただきたい。	要件を充足する要員の確保のため	本調達に類似する、ネットワーク構築などのプロジェクトを想定しております。
150	質問	O1_調達仕様書	31	7	9	キ	1	(コ)について、APやネットワーク機器の設置にあたりビルの共用部分やファシリティの工事が必要になる場合、ビル管理事業者に対しては、事業者から発注することになるのか？	役割分担の把握のため	ビル管理事業者に対しては、受注者からの発注になります。
151	質問	O4_SLA項目一覧	7	2	4		2	「表1-5 SLAの測定方法と測定条件」の3「復旧時間」の「代替機交換による復旧時間」について、GW機器等設置拠点と地方拠点は拠点一覧のどの列を確認すると把握可能か。「既設GW拠点」列に○がついている拠点がGW機器等設置拠点、ついていない拠点が地方拠点か。	監視体制の整備のため	仕様書にてご確認ください。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
152	質問	05_成果物一覧	2	1			2	13「セキュリティ共通設計書」について、本調達に従事するうえで、事業者側が留意すべきセキュリティ事項について取りまとめるものであり、GSS環境の具備すべきセキュリティ機能については含まない理解でよいか。	成果物イメージの把握のため	ご認識のとおりです。
153	質問	05_成果物一覧	2	1			2	「提出時期」について、「XX工程開始時」を指定している場合は、XX工程が始まった瞬間に当該ドキュメントを提出するスケジュール感か。	スケジュールの検討のため	ご認識のとおりです。
154	質問	03_拠点一覧	5				2	#368の「欠番」拠点は、どのような扱いになるか（今後拠点として追加されるのか、検討不要か）	提案範囲の確認のため	本調達においては検討不要です。 受注後、規約期間中に本拠点を再開する場合には、別途調整させていただきます。
155	質問	02_要件定義書	3	2	1		2	「拠点ゲート機器」は既設と理解した。機器の型番や、config、ポート設定、アドレス設定等は閲覧資料による確認対象か？	設計のため	閲覧資料にてご確認ください。
156	質問	02_要件定義書	3	2	1		2	「拠点一覧」からは、主系回線として専用線、副系回線として全国網もしくはモバイル網を利用する拠点が見受けられる。このような拠点において、主系下記線への接続は本調達にて調達する「オーバーレイ拠点機器」を用いての接続か、それとも既設の「拠点ゲート機器」を用いるか。専用線との接続仕様（インターフェース、speed/duplex等）は資料閲覧で確認可能か。	設計のため	拠点一覧において既設ゲート機器があるとされている拠点については、既設ゲート機器を用います。専用線の接続仕様については契約後別途ご提示します。
157	質問	02_要件定義書	3	2	1		2	図1における省内ネットワークシステムとオーバーレイネットワークシステムについて、アドレス設計の方法は以下のイメージでよいか。 1. デジタル庁様にて最高裁判所各拠点到り当てるセグメントを決定 2. デジタル庁様にて、各拠点到り当てられたセグメントのうち末端機器（GSS端末、MFP等）に割り当てるセグメントを決定 3. 余ったセグメントから、事業者にてルータ、スイッチなどネットワーク機器の接続に用いるセグメントを決定	役割分担のため	ご認識のとおりです。
158	質問	02_要件定義書	4	2	3	ウ	2	(イ)の「相互接続集約ネットワーク機器」は受注者の調達・整備対象と記載があるが、p.3の図1に当該機器は見受けられない。どちらが正か。	調達対象の把握のため	誤記ですので「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」を削除します。
159	質問	02_要件定義書	5	2	3	エ	2	(イ)「B 全国網サービスの利用不能や通信障害時において、全国網サービスの代わりにモバイルサービスを利用し、同一のオーバーレイネットワークを提供可能であること。」について、 ・主系回線が全国網、副系回線がモバイルの場合、主系回線の障害時に副系回線に切り替わること、と同義との理解でよいか。 ・主系回線が専用線、副系回線が全国網の場合、専用線と副系回線の両系が断した際にモバイルへの切り替えは不要との理解でよいか。 ・主系回線と副系回線がともにモバイルの場合は本要件の対象外との理解でよいか。	設計のため	ご認識のとおりです。
160	質問	02_要件定義書	5	2	3	エ	2	(イ)「D 別紙1において冗長構成を指定された拠点を除き、冗長構成としなくともよい。」について、拠点一覧の「オーバーレイ拠点機器等の冗長化」より全拠点が冗長構成の対象ようであるが（拠点一覧「オーバーレイ拠点機器等の冗長化」、「欠番」を除く）、冗長構成を必須としない拠点はありますか。	設計のため	本調達においては、拠点一覧に記載のとおり、全拠点が冗長構成の対象となります。
161	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	「(ア) 設置情報において、デジタル庁がWi-Fi アクセスポイントの設置を指示している提供エリア」は閲覧資料で確認可能か。	設計のため	閲覧資料にてご確認ください。
162	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	「一方、小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しない。この点を考慮して設計すること。」について、国会控室はAPが1台のみであるためAPの単一障害に際してブラックアウトとなる。APを複数台設けるなど、ブラックアウトに備えた構成とするべきか。	設計のため	ご指摘を踏まえ、拠点一覧を修正いたします。
163	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	2	エッジスイッチ等に接続するべき複合機等の台数や位置は閲覧資料から把握可能か。	エッジスイッチの具備するべきポート数の把握のため	閲覧資料にてご確認ください。
164	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	2	個別スイッチの設定(アドレス設計、ルーティング要件等)は閲覧資料から把握可能か。	設計のため	閲覧資料にてご確認ください。
165	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	2	(イ)の「拠点GW機器」とは、オーバーレイ拠点機器と同義か。それともオーバーレイ拠点機器は含まず、主系回線と副系回線の双方に専用線を用いる拠点に既設である拠点GW機器のことか。 前者である場合、主系回線と副系回線の双方に専用線を用いる拠点において拠点GW機器と機関部間の帯域は事業者の提案範囲か。	設計のため	既設である拠点GW機器のことを指しており、オーバーレイ拠点機器とは異なります。
166	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	2	(ウ)について、拠点一覧の「オーバーレイ拠点機器のWAN側メディアタイプ」列と理解している。ここに記載のない拠点において、オーバーレイ拠点機器と基幹部間の帯域は事業者の提案範囲か。	設計のため	要件定義書2.3エ(イ)Aに記載のとおり、拠点一覧で空欄の拠点は1Gbase-Tを予定しています。
167	質問	02_要件定義書	11	2	4	ウ	2	(エ)について、中規模拠点以外の大規模、小規模拠点については、基幹部と末端部の間にて利用すべきメディアは事業者の提案範囲か。	設計のため	ご意見を踏まえ検討した結果、該当箇所から「中規模拠点においては」の文言を削除します。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
168	質問	02_要件定義書	13	2	4	エ	2	「(イ)利用者認証について」にて、項目イの「利用者から電子メールアドレスを入力させ、その電子メールアドレスへ認証メールを送信し」におけるメール発信機能はデジタル庁側にて用意されるか。	設計のため	メール発信機能はデジタル庁側にて用意します。
169	質問	02_要件定義書	14	2	4	オ	2	現時点ではローミング対応が必要な拠点は無い理解でよいか。(拠点一覧「ローミング提供」にて○印がないため)	設計のため	ご認識のとおりです。
170	質問	02_要件定義書	15	2	4	オ	2	ローミングインについて、他省庁接続用のSSID及びVLANを作成し、DCの特定のネットワーク機器(末端拠点ゲートウェイ機器?など、他省庁のネットワークとの接続機器)に転送できるようにルーティング等の設定をすることか。	設計のため	ご認識のとおりです。
171	質問	02_要件定義書	15	2	4	オ	2	ローミング中継について、専用のセグメントを用意し、DCで引き渡されたパケットを受け取り、指定された宛先へ配送できるようルーティング等の設定をすることか。	設計のため	ローミング中継について、専用のセグメントを用意し、DCで引き渡されたパケットを受け取り、自府省の拠点と同様に通信をさせるという要件になります。
172	質問	02_要件定義書	16	2	5	イ	2	コの「通過トラフィックの通信制御や、脅威防御」について、統合管理監視システムがPI等を通じてUTMの上記設定を自動で変更できるようにする、という理解でよいか。	設計のため	デジタル庁が提供するUTMに対し、構築時に適切な設定を実施いただくよう、お願いいたします。
173	質問	02_要件定義書	16	2	5	イ	2	コの「GSS 端末からのVPN接続などのセキュリティ機能を設定」については、端末とUTM間でVPNを張るための設定をUTMに施すものと想定される。これは統合管理監視システムが関わることはないのか。統合管理監視システムがどのように連携することをイメージしているか。	設計のため	デジタル庁が提供するUTM上にVSSYSを準備しますので、構築時に適切な設定を実施いただくよう、お願いいたします。
174	質問	02_要件定義書	19	3	2		2	保守体制について、貴庁から弊社への障害状況に関するお問い合わせは、各拠点の職員様からご連絡いただく形ではなく、貴庁担当部署にて一元的にお取りまとめいただいたうえで弊社の窓口にご連絡をいただくフローを想定してよいか。	役割分担のため	デジタル庁から事業者への障害に関する連絡は、当庁ヘルプデスクで一元的にとりまとめて連絡します。
175	質問	02_要件定義書	19	3	2		2	障害の発生した機器を代替機に交換する作業等に際して各拠点に入館する場合、現地のご担当者様とのコミュニケーションが必要になることが想定される。運用設計時には現地のご担当者様のお名前や連絡先等を、運用時には異動時には後任者の情報等を、デジタル庁様から事業者へ伝達いただける理解でよいか。	役割分担のため	各拠点の現地担当者情報はデジタル庁から事業者へお伝えします。
176	質問	02_要件定義書	20	4	4		2	支援業務にあたり、設定変更や検証等に際して要件の設定及び他事業者との連携が必要な場合の全体統括はデジタル庁様が担当される理解でよいか。	役割分担のため	デジタル庁が窓口となって調整いたします。
177	質問	02_要件定義書	22		A	イ	2	「地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合」は本調達にて存在しないか。(拠点一覧の「専用線暗号化」列より)	設計のため	本調達において、現時点で対象となる拠点はございません。
178	質問	02_要件定義書	22				2	「全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについては、本調達内で行うものとする」とあるが、受注事業者は③、⑤のみを実施する認識で合うか(①、②、④は貴庁にて実施)。また、各府省側の窓口(受注事業者とやりとりをされる方)は、「府省等作業、調整担当者」のいずれになるか。	要件を正確に把握するため。	受注事業者において①～⑤の作業を実施いただく想定ですので、記載を修正いたします。
179	質問	02_要件定義書	23				2	「OSA2は、受注者が、機器を設置するに必要なハウジング等を提案に含めなければならない。当該ハウジング環境の提案に際しては、OSA2においてデジタル庁が提携する事業者に相談を行うことができる。なお、ハウジングスペースのコストや電気代は受注者の負担となる。」とあるが、貴庁が提携する事業者へはいつから相談を行うことができるか。	見積金額に影響するため。	閲覧資料にてご確認ください。
180	意見	02_要件定義書	7	2	3	オ-(イ)	3	【書類上の記載】 B 多拠点間接続サービス`任意のオーバーレイ拠点機器、オーバーレイ集約機器の中から任意の3点間以上において、帯域共有型の仮想イーサネット回線を構成できること。また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたFDBを構成し、ショーテストパスにて転送できること。ショーテストパスとは、転送においてオーバーレイ集約機器経由しなければ転送できないのではなく、FDB上の相手に対して直接転送することである。 【意見】 FDBでの定義ではなく、別アーキテクチャでショーテストパスを実現しているため、以下の表現で記載をお願いいたします。 「また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたDB等を構成し、ショーテストパスにて転送できること。ショーテストパスとは、転送においてオーバーレイ集約機器経由しなければ転送できないのではなく、相手に対して直接転送することである。」	機能的な公平性の観点から	仕様書の記載を修正し「FDB」と断定せず、「FDB等」へ修正します。
181	意見	02_要件定義書	7	2	3	オ-(エ)	1	【書類上の記載】 (エ) アンダーレイ側のMTUに応じて、オーバーレイ側のTCP通信については、MSSコントロールやパスMTUディスカバリ等を機器において制御することによりオーバーレイ上の通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有すること。 【意見】 MSSコントロール等は一般的にL2処理部ではなくL3処理部に実装される機能となります。L2処理部で実現可能な製品は非常に限定的となるため、削除いただけないでしょうか。	機能的な公平性の観点から	機能要件として必須です。該当する機器のご提案をお願いします。
182	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ-(ア)	1	【書類上の記載】 (ア) Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること。 【意見】 ・2.4GHz帯についてはGSSネットワークでの利用は限定的と想定しております。製品の幅を広げるため2x2:2へ変更いただけないでしょうか?	機能的な公平性の観点から	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅」へ修正します。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
183	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ-(ウ)	3	<p>【書類上の記載】 (ウ) PoE規格たるIEEE802.3atで動作すること。また、本仕様書記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない。</p> <p>【意見】 一般的な無線利用環境においてAPが最大の消費電力で動作することは稀であり、ほぼアイドル状態やTypical(平常時)状態の消費電力で動作します。よって消費電力を検討する場合には最大ではなく、アイドルあるいはTypicalの消費電力値が重要であると考えます。そのため消費電力として最大表記ではなく、アイドルあるいはTypicalにご変更いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	14W以下の消費電力の推奨要件を、一部削除いたします。 IEEE802.3atを満たす提案をお願いします。
184	意見	02_要件定義書	13	2	4	エ-(イ)	1	<p>【書類上の記載】 (**) 再認証免除機能とは、端末が再接続を行う場合、AMMicrosoft365が提供するIntuneのデバイス識別ID(Intune Device ID)に基づくコンプライアンス準拠が有効である、B.利用するユーザーのEntraIDの属性情報が事前に定めた値となっている、C.利用するユーザーが有するEntraIDの発行するプライマリトークンが有効である。の3要件をチェックし、3要件を満たす場合に限り、WEB認証を免除する機能のことである。</p> <p>【意見】 プライマリトークンについてですが、下記の二つの実装が考えられますが、どちらを意図しておりますでしょうか。 1.プライマリトークンを端末側が有し、端末自体がEntraID側とSAML連携し、ユーザー・パスワードの入力を免除する。 2.端末側の操作なく、プライマリトークン情報を認証サーバがEntraID側と連携し、Web認証自体を免除する。 2を意図している場合には、提案可能な製品がなく、競争性の観点から仕様を緩和いただければと存じます。</p>	機能的な公平性の観点から	ご指摘を踏まえ、「トークンが有効であること」は推奨要件に変更します。 ご指摘の機能について、EntraIDと連携した代替可能な機能の提案願います。
185	意見	02_要件定義書	13	2	4	エ-(ウ)	1	<p>【書類上の記載】 (ウ) アクセス制御について 先の(イ)「利用者認証」を「Wi-Fi及び有線LAN」にて実施した場合は、WEB認証に基づきMicrosoft Entra IDのUser Principal Name、Member Group情報、ExtensionPropertyの拡張属性、Custom Attributeの内容をEntra IDから入手(これも属性チェックトランザクション)の条件文に基づく評価結果に基づき、端末が無線LANの場合は、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPがレイヤー2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。 端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4/IPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。</p> <p>【意見】 IPv4、IPv6のアクセス制御については、and条件ではなくor条件に変更することを検討いただけませんか？</p>	機能的な公平性の観点から	推奨要件であるため、原文のとおりといたします。 なお、ご指摘の箇所について「IPv4及びIPv6」に修正します。
186	意見	02_要件定義書	14	2	4	エ-C	1	<p>【書類上の記載】 C 接続中のユーザーに紐づくEntraID上の属性情報及び、Intune Device IDによるコンプライアンス準拠をバックグラウンドにてチェック(これを属性チェックトランザクションと定義する)し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、10分以内に、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 属性の値、コンプライアンス準拠の変化に応じて「10分以内」という部分に関しては弊社装置の実現方法において負荷が大きく現実的ではないため、様々な状況にて処理できるよう、60分に緩和いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から →公取の回答を右に記載	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「パフォーマンスを低下させることなく、かつ、15分以内に」に修正します。
187	意見	02_要件定義書	14	2	4	エ-D	1	<p>【書類上の記載】 D 受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、属性チェックトランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【意見】 スロットリング制限を有している製品は限られるため、制限については削除いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	本件、スロットリング制限を回避する手段を持つ構成を含めて検討、提案いただきたいと考えておりますので、原案のとおりといたします。
188	意見	02_要件定義書	15	2	2.5		1	<p>【書類上の記載】 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【意見】 昨年度の「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」と同様に下記の要件を追記していただけないでしょうか？ 「統合管理監視システムは、GSSDC上またはISMAP認定クラウド上にデジタル庁の管理下で構築かつ稼働すること。当該システムは管理・維持するための通信(例えば、ライセンスや管理者の認証・検証、セキュリティシグネチャやソフトウェアダウンロード、検体分析など)を除き、非ISMAP認定サービスとの通信を必要としないこと。また、当該システムの管理・維持するための通信ができない場合においても、稼働が停止しないこと。」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
189	質問	02_要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 1.2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2たる仮想イーサネット回線をGSSDCと拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「レイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、こちらを実現するために、オーバーレイネットワーク機器としては、WAN側でレイヤー2たる仮想イーサネット回線を動作させた上で、LAN側ではL3ルーティングを動作させる必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご質問の内容については、仕様書の要件を満たしていると解釈しております。要件を満たす適切な提案をお願いいたします。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
190	質問	02_要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略- そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、基幹部が設置されない拠点については、末端部でレイヤー3 ネットワークを構成できるような機器を選定する必要がありますか？もしくは、基幹部が設置されていない拠点については、レイヤー3 ネットワークの構成は不要と理解すればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	基幹部が設置されない拠点においては、末端部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しますので、仕様書を修正いたします。
191	質問	02_要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略- そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、ここでいうレイヤー3 ネットワークとは、“基幹部・末端部の技術要件 オ”に記載されている“IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング規格”だと捉えればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
192	質問	02_要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>この仮想イーサネット回線機能を L2 エクステンションと呼称し、L2 エクステンションは、2拠点以上の拠点間で仮想イーサネットネットワークを構成できる機能である。L2 エクステンションは、以下の機能要件をみたさなければならない。</p> <p>【質問】 すべての拠点間通信をL2エクステンション上で実現する必要はなく、GSSのLANシステムなどについては、レイヤー3オーバーレイに実現すればよいという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご理解のとおりですが、要件を満たす適切なご提案をお願いします。
193	質問	02_要件定義書	10	2	4	イ-(ア)	1	<p>【書類上の記載】 (ア) Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz 帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること。</p> <p>【質問】 ・42x42:42記載箇所は4x4:4という認識でよろしいでしょうか。</p>	要件を明確にするため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅」へ修正します。
194	質問	02_要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	<p>【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。</p> <p>【質問】 10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの10Gbps対応も必要となりますが、“末端部と基幹部との接続が、10GBase-Xもしくは1Gbase-X”であることから、現在提案予定の末端部スイッチはダウンリンクで10Gbps対応しているものが選定されていないこと、また、10Gbps対応PoEスイッチは費用としても高価であることから、10Gbpsについては削除いただけないでしょうか？</p>	能的な公平性の観点から	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正します。
195	質問	02_要件定義書	10	2	4	イ-(カ)	1	<p>【書類上の記載】 ビームフォーミングに対応すること。送受信に AP から STA 及び、への送信対して、MU-MIMO/SU-MIMO に対応すること。</p> <p>【質問】 高性能AP要件に「送受信に AP から STA 及び、への送信対して、」が記載がございますが、誤記でしょうか？</p>	要件を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
196	質問	02_要件定義書	22	付録A	ア		1	<p>【書類上の記載】 専用網サービスは、デジタル庁が日本国内9か所に整備する地方集約点とGSSDCを広帯域かつ冗長経路で構成された高信頼性ネットワークとなっている。そして、この地方集約点から省庁等の拠点間を専用線、シェアードイーササービス等の何れかのレイヤー2サービスにて結んでいる。別紙1の回線種別に専用網と記載がある拠点は、デジタル庁が別途調達した専用網サービスを利用する。専用網サービスにおいて、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1に暗号化要と記載しており、この場合は、省内ネットワークサービスの基幹部は、MacSec 暗号化(cipher 스위트 AES128bit又は、256bit)にて、地方集約点と拠点間を暗号化しなければならない。</p> <p>【質問】 基幹部でMacSecを使用する旨が記載されている箇所について、MacSec暗号化は、専用網サービスが専用線、シェアードイーササービス双方の時に利用できる機器を選定する必要があるか？また、この場合、MacSecを終端する機器は、専用線サービス網内で提供されるという認識でよいのか？</p>	要件を明確にするため	本調達において、現時点で専用線暗号化の対象となる拠点はございません。
197	質問	02_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM(加入者識別モジュール)を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離(外付け)されているもよい。</p> <p>【質問】 分離してモデム等の機器を用意する場合、その機器についても、統合管理監視システムの管理対象となり、“P4 イ 構成するネットワーク機器の(オ)”、並びに“P15 イ 統合管理監視システムに求める技術要件の(ア)~(ウ)”を満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	管理対象とはなりません。

「最高裁判所(下級裁判所含む)のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
198	質問	02_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM（加入者識別モジュール）を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離（外付け）されていてもよい。</p> <p>【質問】 モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器に障害があった際には、「別添資料2 2-2 SLA 評価対象の障害種別の定義等」にある「1-3 障害種別」ではどの障害に分類されますか？内蔵と外付けで分類が異なるのであればそれぞれ教えてください。</p>	要件を明確にするため	分類は異なりません。オーバーレイ機器の部品故障と捉え、SD-WANルータ片系障害(1台)相当となります。
199	質問	02_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 全国網サービスについては、上記のように冗長構成時に両系の機器が接続可能にするという要件がございますが、モバイルサービスへの接続についても、同様に、冗長構成の場合は両系の機器で接続できるようにする必要がありますかという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	拠点SIMは1枚提供となります。差し替えれば通信可能な状態としてください。
200	質問	02_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 別途設置するハブについては、単一障害点になるため、他のネットワーク機器と同等の管理が必要になると考えますが、その認識でよろしいでしょうか？また、このハブの障害については、「別添資料2 2-2 SLA 評価対象の障害種別の定義等」にある「1-3 障害種別」ではどの障害に分類されますか？</p>	要件を明確にするため	回線+分岐用HUB故障を含め、全国網サービスへアクセス不可となった際はモバイル網に切り替える想定です。また、HUB故障時はONUとオーバーレイ機器を直結することで暫定復旧できるものと考えています。HUBの冗長は必須ではありませんので、ご提案にお任せいたします。
201	質問	02_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【質問】 1.2 エクステンションの要件についてですが、広範囲に同セグメントのNWが広がるため、拠点用、集約用ネットワーク機器を選定するにあたり、当該機器がどの程度のMACアドレス数を学習する必要があるか知る必要がございますが、提案前に知る術があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	一般的に4000以上の学習が必要と考えておりますが、最高裁判所における実情につきましては、受注後に情報提供いたします。
202	質問	02_要件定義書	5	2	2.3	エ-ア	1	<p>【書類上の記載】 地方拠点等に設置するオーバーレイ拠点機器は、オーバーレイ集約機器との間において、以下の要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければならない。 A 暗号化方式：CRYPTRECの電子政府推奨暗号リストに定めるところの暗号方式（例：AES128bit）又はそれに準ずる強度を有する暗号化方式 B 別紙1において、小規模拠点又は記載がない拠点（小規模拠点とみなす）においては、フレームサイズ512byteにおいて100Mbps以上の処理能力 C 別紙1において、中規模拠点と記載がある拠点においては、フレームサイズ512byteにおいて500Mbps以上の処理能力</p> <p>【質問】 オーバーレイ拠点機器で提案されるルータやファイアウォール等については、複数機能を動作させる場合に性能が縮退することが一般的であるが、本要件については、暗号化通信処理能力として、記載の処理性能を有していればよいという理解でよろしいでしょうか？</p>	器選定に必要なため	本仕様書で規定する機能の実現されている状況下で、本処理能力を満たし、維持できる機器の提案をお願いいたします。
203	質問	02_要件定義書	16	2	5	イ-(ケ)	1	<p>【書類上の記載】 故障時に備え、統合管理監視システム内の構成管理情報等のバックアップとリストアが可能であること。故障や災害等に備え、GSSDC 内での冗長構成や GSSDC 間での冗長構成が取れること。</p> <p>【質問】 「GSSDC 内での冗長構成やGSSDC 間での冗長構成が取れること。」とあるが、GSSDC間で冗長構成をとれば、双方のGSSDCに装置が設置されるため、装置としての冗長性も確保することができます。そのため、GSSDC間で冗長構成を取り、装置としての冗長性も確保される場合は、GSSDC内での冗長構成は必須ではないと捉えてよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。迅速な復旧が可能となるご提案をお願いいたします。